

「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」の改正案に対する  
意見の概要とこれに対する考え方

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
1	第 1 部 第 1 - 2 (3) イ 【減額】	「従来から」とは、消費税率が 10% に変わる平成 31 年 10 月 1 日の前日までに取決めがあればよいのか、それともある程度の継続性が要求されるのか明確にされたい。(団体)	「平成 31 年 10 月 1 日までに存在し」との記載となっていないことから明らかなように、平成 31 年 10 月 1 日までに取決めがあるだけでは「合理的な理由」として不十分です。 「従来から」かどうかということは、当該リベートが「減額」とはならない「合理的な理由」のあるリベートなのかどうかを判断する一つの要素にすぎず、「合理的な理由」のあるリベートなのかどうかは、当該リベートの取決めがなされた時期や背景事情、取決めの内容等を踏まえて個別の事案ごとに判断することとなります。
2	第 1 部 第 1 - 2 (5) カ 【減額】 第 1 部 第 1 - 3 (4) ウ 【買ったたき】	消費税率引上げ後の売上数量減を補うため、事業者が自らの経営判断により値引き販売等を行うのは原則自由であり、事業者が値引き販売等に伴い仕入対価の値下げを希望することも想定される。このように、事業者が市況の変化等に対処する正常な経済活動は規制されないはずであり、誤解を避けるため、「消費税率の引上げ以外の事情なしに」と追記してはどうか。(団体)	御指摘のとおり、事業者が自らの経営判断により値引き販売等を行うことに法令上の制約はありませんが、当該事業者に商品・サービスを納入する事業者がしわ寄せを受け、増税分を負担させられるような事態があってはならないと考えられます。消費税率引上げに伴い仕入価格を値下げする行為は、「合理的な理由」がない限り「減額」又は「買ったたき」に該当します。
3	第 1 部 第 1 - 2 (5) キ 【減額】 第 1 部 第 1 - 3 (4) ケ	軽減税率制度の導入後、「料理酒」は 8%、「料理清酒」は 10% の消費税率が適用されることとなるが、一般消費者に混乱を及ぼすことを懸念して、「料理清酒」について、本体価格を引き下げることにより、消費税率引上げ分である 2% 相当額の「減額」又は「買ったたき」が起きる	御指摘の行為は、本ガイドラインの改正案により追加した第 1 部 第 1 - 2 (5) キの「標準税率が適用される商品の対価について、軽減税率が適用された場合の対価まで減じる場合」又は第 1 部 第 1 - 3 (4) ケの「標準税率が適用される商品を納入する取引先に対して、自己の供給する商品が軽減税率の対象品目であることを

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
	【買ったとき】	ことを懸念している。(事業者)	理由として、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合」に該当し、違反となります。 公正取引委員会としては、引き続き、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、転嫁拒否等の行為に対しては、本特別措置法に基づいて、迅速かつ厳正に対処してまいります。
4	第 1 部 第 1 - 3 (3) 【買ったとき】	買ったときの「合理的な理由」に該当する場合として、次のものを追記されたい。(団体) ・消費税率引上げ後に売上げが急激に減少したため、特定事業者が特定供給事業者によるその窮状を訴え、当事者間の自由な価格交渉の結果、値下げに応じてもらった場合 ・特定供給事業者の労務費の削減や作業効率化によるコスト削減効果を作業時間単価等に反映させる場合 ・特定事業者が、消費税率引上げにあわせて特定供給事業者に対価引上げの交渉の申出をしたにもかかわらず、特定供給事業者がこれを拒んだ場合	御指摘のような場合も「合理的な理由」があると判断される余地はあり得ますが、これらの場合は、「合理的な理由」の有無について、個別の事案ごとに慎重に判断する必要があるものであり、「合理的な理由」のある典型的な例として、本ガイドラインに明記することは適当でないと考えます。
5	第 1 部 第 1 - 3 (3) 【買ったとき】	大規模小売事業者から、消費税率引上げに際して早い段階で、納入業者に対して再見積りの要請がなされる場合に、自由な価格交渉に名を借りた合理的な理由のない納入価格の引下げやコスト上昇等の事情を聞かず一方的に納入価格を据え置く等によって、消費税の転嫁が阻害され、納入業者へ負担のしわ寄せがなされることがないように、検査・指導等を徹底されたい。(団体)	消費税率引上げ後も消費税率引上げ前の対価を据え置くために、消費税率引上げよりも早い段階で納入価格（税込み）を引き下げる場合には、「合理的な理由」がない限り、「買ったとき」に該当し、違反となります。 公正取引委員会としては、引き続き、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、転嫁拒否等の行為に対しては、本特別措置法に基づいて、迅速かつ厳正に対処してまいります。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
6	第1部第1-3(4)エ 【買ったとき】	2023年10月1日の適格請求書等保存方式導入後の免税事業者との取引において、仕入税額控除ができなくなった場合、買ったときに当たらない(消費税額が正しく転嫁されている)ことをどのように確認するのか。(団体)	本特別措置法は、附則第2条第1項の規定により、平成33年(2021年)3月31日限り、その効力を失います。したがって、効力が失われた後に行われた本特別措置法上の「買ったとき」については、独占禁止法や下請法に照らして判断することになります。
7	第1部第1-3(4)ク 【買ったとき】	一旦合意された対価は、必ずしも消費税率の引上げに伴い自動的に変更されるものではないし、特定事業者が一方的に変更できるものでもないのだから、対価引上げの要請や価格交渉の申出がない特定供給事業者との間で、契約変更手続がなされぬまま、消費税率引上げ前の対価が据え置かれたとしても、やむを得ないのではないか。(団体)	特定供給事業者から、消費税率引上げ分の上乗せについて要請がない場合、又は交渉の申出がない場合であっても、消費税率引上げ後も消費税率引上げ前に取り決めた対価を据え置いて支払うことは、「合理的な理由」がない限り、本特別措置法第3条に規定する「買ったとき」に該当します。この場合、単に納入業者から消費税率引上げ分の上乗せについて要請がない、又は交渉の申出がないことだけでは、「合理的な理由」には該当しません。
8	第1部第1-3(4)ク 【買ったとき】	「対価を据え置く」とは、特定事業者が特定供給事業者に対して、対価を据え置くことについて通知をする場合を指しているのか。特定事業者と特定供給事業者の双方で据え置き認識がなく、消費税率引上げ後も同じ対価で取引してしまった場合も「買ったとき」に該当するのか。(団体)	「対価を据え置く」とは、例えば、消費税率引上げ前に、契約書等において、「〇〇円(税込み)」として定めていることを理由として、消費税率引上げ後も契約書等に記載の額と同額で支払う場合を想定しています。このように、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合、通知の有無や当事者間の認識の有無にかかわらず、「合理的な理由」がない限り「買ったとき」に該当します。
9	第1部第1-4(3) 【商品購入、役務利用又は利益提供の要請】	大規模小売事業者が、消費税率引上げに際して早い段階で、消費税に関する交渉に関連して、消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、センターフィー等について、自由な交渉に名を借りた算出根拠等が明確でなく合理的な負担額を超える値上げを行って、消費税	公正取引委員会としては、引き続き、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、転嫁拒否等の行為に対しては、本特別措置法に基づいて、迅速かつ厳正に対処してまいります。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		の転嫁が阻害され、納入業者へ負担のしわ寄せがなされることがないように、検査・指導等を徹底されたい。(団体)	
10	その他	取引先との間で、税抜価格(いわゆる本体価格)で合意している場合であれば、消費税率引上げ後は、消費税率引上げ分を上乗せすればよいので、消費税率引上げ前の価格交渉を行うこと自体が問題であり、違法であると考え。本ガイドラインにおいて、その点を明記すべきである。(個人)	御指摘のような消費税率引上げ前の価格交渉自体は、本特別措置法で禁止されるものではありません。
11	その他	公平で公正な取引環境を維持するためには、本特別措置法を始め、独占禁止法、下請法の趣旨の遵守・徹底はもちろんのことであるが、その過剰な運用・指導により各事業者の自由な価格設定を妨げ、事業活動を萎縮させるようなことのないよう十分配慮されたい。(団体)	本特別措置法の目的は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することであり、消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する行為に限り規制するものであって、今後もこの趣旨を踏まえ、同法を適正に運用してまいります。

※ その他本ガイドラインの改正案には関係しない意見が7件あった。